		開催・令和5年5月18日						
所管部課		子ども未来部 子育て支援課	部	長	松本 幹男			
件 名		令和5年度東大和市子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給						
		事業実施要綱について	区分		1審議事項	$\circ$	2報告	軻
関係	条例 規則							
事項	部課 機関	財政課、デジタル政策課、課税課、障害福祉課、会計課						
1. 要 旨 食費等の物価高騰に直面し、影響を大きく受けている低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く)を見舞う観点から、給付金を支給するため、必要な事項を定めるものである。								
<ul> <li>(主な内容)</li> <li>(1) 支給対象者</li> <li>① 令和4年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給対象者であった者</li> <li>②食費等の物価高騰の影響を受け、その収入が市町村民税均等割非課税者と同様の水準まで家計が急変した者</li> <li>(2) 支給額 児童1人につき5万円</li> <li>(3) 施行日 決裁日から施行する。</li> <li>(4) 影響及び効果</li> <li>低所得の子育て世帯の生活を支援することにより、福祉の増進を図ることができる。</li> </ul>								
	· 令和 5 <sup>4</sup> · 令和 5 <sup>4</sup>	(現時点に至るまでの経過) 年4月10日 東京都を通じ、令和5年 年4月14日 令和5年度一般会計補コ 年5月10日 東京都を通じ、実施要網	子算(	第1 <del>-</del>	号) 専決処分	宁通外	田を収受	
3. 留意事項(問題点等)								
		処理案 (検討結果等) 後、速やかに制定事務を進めたい。						
5.	審議結	果						

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。